京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則を公布する。

平成１７年８月５日

京都市長　　桝　本　賴　兼

京都市規則第４２号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則

（用語）

第１条　この規則において使用する用語は，京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（軒，ひさし，はね出し縁その他これらに類するもの）

第２条　条例第２条第２項第２号アに規定する別に定めるものは，外気に開放されている廊下及びバルコニー（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平距離２メートル以上突き出たものにあっては，その端から水平距離２メートル後退した線で囲まれた部分に限る。）とする。

（建築物の接地位置の高低差の制限の特例に関する基準）

第３条　条例第３条第２項に規定する別に定める基準は，次のとおりとする。

⑴　接地位置が，最も低い接地位置からの高低差が６メートルを超える範囲にある建築物の部分については，当該部分以外の建築物の部分における最も高い地盤面からの高さが，当該建築物の部分が存する地域における高度地区において定められた建築物の高さの最高限度（当該高さが第５条に規定する建築物の高さの最高限度を超えるときは，当該最高限度）を超えないこと。

⑵　当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が，当該建築物の用途，その敷地の周囲の状況その他の状況に応じて市長が定める距離以上であること。

⑶　当該建築物の周囲に，既存の樹木等が保全され，又は適切な植栽が行われてい

ること。

（許可又は認定の申請）

第４条　次に掲げる規定（これらの規定を条例第７条において準用する場合を含む。）による許可又は認定を受けようとする者は，許可・認定申請書（別記様式）の正本及び副本にそれぞれ別表に掲げる図書を添えて，市長に提出しなければならない。

⑴　条例第３条第２項

⑵　条例第４条第２項

⑶　条例第５条第１項第１号

⑷　条例第５条第１項第２号

⑸　条例第５条第１項第３号

⑹　条例第５条第２項第２号

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，許可若しくは不許可又は認定若しくは不認定を決定し，許可・認定申請書の副本及びその添付図書を添えて，申請者に交付する。

（景観地区等内における特定部分の高さの最高限度）

第５条　条例第４条第１項に規定する別に定める最高限度は，建築基準法（以下「法」という。）第６８条の規定及び次に掲げる条例の規定による建築物の高さの最高限度のうち，最も低いものとする。

⑴　京都市風致地区条例

⑵　京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

⑶　京都市市街地景観整備条例

（工作物）

第６条　条例第７条に規定する別に定める工作物は，建築基準法施行令第１３８条第３項第１号から第５号までに掲げる工作物（法第８８条第２項において準用する法

第４８条の規定に適合するものに限る。）とする。

２　条例第７条の規定において条例第３条から第６条までの規定を準用する工作物の高さは，建築基準法施行令第２条第１項第６号の規定の例により算定するものとする。

附　則

この規則は，平成１７年８月８日から施行する。

別表（第４条関係）

図　　書	明　示　す　べ　き　事　項
付近見取図	方位，道路，目標となる地物及び都市計画法第２章の規定により定められた地域地区の境界線
配　置　図	縮尺，方位，敷地の境界線及びその明示方法，敷地内における建築物の位置及び用途，申請に係る建築物と他の建築物との別，擁壁，敷地の高低差，建築物の接地位置の高さ，敷地の地盤面の高さ，敷地が接する道路の位置（位置の高さを含む。）及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
各階平面図	縮尺，方位，間取り，各室の用途，面積並びに壁，開口部及び防火戸の位置（工場にあっては作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称を，危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては危険物の貯蔵又は処理の位置を含む。）
２面以上の立面図	縮尺，開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
２面以上の断面図	縮尺，床の高さ，各階の天井の高さ，軒及びひさしの出，軒の高さ並びに建築物の高さ

日　影　図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，建築物の各部分の平均地盤面からの高さ，法第５６条の２第１項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地の境界線からの水平距離が５メートル及び１０メートルの線（以下「測定線」という。），建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から３０分ごとに午後４時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線

備考　法第５６条の２第１項の規定による日影による高さの制限を受けないときは，日影図を添付することを要しない。

別記様式（第４条関係）

許可
認定 申請書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）	申請者の氏名(法人にあっては，名称及び代表者名。記名押印又は署名) ㊞ 電話　　－

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例　　　　の規定により
□許可
□認定 を申請します。

設計者		住所又は所在地			
		氏名 電話　－		資格 級建築士　登録第　　号	
		建築士事務所名 電話　－		登録　級建築士事務所 知事登録第　　号	
敷地の位置	地名地番	京都市　　区			
	用途地域			防火地域	□防火地域 □準防火地域 □指定なし
	高度地区				
	その他の地域地区				
	建ぺい率	パーセント	容積率		パーセント
道路幅員		メートル	道路の敷地に接している部分の長さ		メートル
主要用途		（区分　　）			
工事種別		□新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更 □大規模の修繕　□大規模の模様替え			
延べ面積		申請部分	申請以外の部分	合計	
	敷地面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建築物全体	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	地階の住宅の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	共同住宅の共用の廊下等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">自動車車庫等の部分</td><td colspan="2">平方メートル</td><td colspan="2">平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td colspan="2">平方メートル</td><td colspan="2">平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請に係る建築物の数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">同一敷地内の他の建築物の数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物別概要</td><td colspan="2">番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">（区分　　　）</td><td>構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事種別等</td><td colspan="5">□新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更
□大規模の修繕　□大規模の模様替え　□既設</td></tr>
<tr><td colspan="2">最高の高さ</td><td colspan="2">メートル</td><td>最高の軒の高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">階別</td><td>階</td><td>階</td><td>階</td><td>階</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="3">床面積</td><td>申請部分</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>申請以外の部分</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
</table>

注１　該当する□には，レ印を記入してください。

２　「建ぺい率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を，「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。

３　主要用途の欄及び用途の欄は，建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い，対応する記号を記入したうえ，その内容をできるだけ具体的に記入してください。

４　「自動車車庫等」とは，自動車車庫又は自動車修理工場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以内のものを除く。）をいいます。

５　申請に係る建築物の数が２以上のときは，別紙に各建築物ごとの建築物別概要を記入してください。

６　番号の欄は，申請に係る建築物の数が，１のときは「１」と記入し，２以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。

７　別紙に許可又は認定の申請の理由を具体的に記載してください。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">自動車車庫等の部分</td><td colspan="2">平方メートル</td><td colspan="2">平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td colspan="2">平方メートル</td><td colspan="2">平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請に係る建築物の数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">同一敷地内の他の建築物の数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物別概要</td><td colspan="2">番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">（区分　　　）</td><td>構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事種別等</td><td colspan="5">□新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更
□大規模の修繕　□大規模の模様替え　□既設</td></tr>
<tr><td colspan="2">最高の高さ</td><td colspan="2">メートル</td><td>最高の軒の高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">階別</td><td>階</td><td>階</td><td>階</td><td>階</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="3">床面積</td><td>申請部分</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>申請以外の部分</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
</table>

注１　該当する□には，レ印を記入してください。

２　「建ぺい率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を，「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。

３　主要用途の欄及び用途の欄は，建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い，対応する記号を記入したうえ，その内容をできるだけ具体的に記入してください。

４　「自動車車庫等」とは，自動車車庫又は自動車修理工場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以内のものを除く。）をいいます。

５　申請に係る建築物の数が２以上のときは，別紙に各建築物ごとの建築物別概要を記入してください。

６　番号の欄は，申請に係る建築物の数が，１のときは「１」と記入し，２以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。

７　別紙に許可又は認定の申請の理由を具体的に記載してください。

（都市計画局建築指導部審査課）